

2 沼田遺跡周辺の官衙遺跡（第44図）

県教育委員会では、昭和49年以降これまで城輪柵跡周辺の酒田市東部から八幡町にかけての地域を、ほ場整備等の農林事業に関連して約20遺跡発掘調査を実施してきた。

平安時代の出羽国府と考えられる城輪柵跡の周辺には、これまでの発掘調査の成果や遺跡の分布状況等から一定の地割りの存在がうかがえ、その中に官衙・寺院や律令村落が計画的に配置されただろうことが予測される。概に東平田周辺の平安村落の地割りについて触れている（註1）が、本節では沼田遺跡周辺の官衙的な様相をもつ遺跡について基礎資料を提示し、一つの仮説を述べてみたい。

第44図は、城輪柵跡およびその東側地域について、これまでの調査で得られた官衙・寺院的な色彩の濃い遺跡の推定外郭線および中心となる建物等を1万分の1地図に記載したものである。外郭施設が明らかでない集落跡等のその他の遺跡については、発掘地区を黒塗りして記載している。なお調査がなされていない遺跡について、円でもってある程度の遺跡範囲を示すに止どまざるを得なかった。

つぎに城輪柵跡およびその東側地域の主要な遺跡について概況を述べる。

城輪柵跡は、酒田市街地の北東方約8kmにあり、行政上は大字城輪にその大半をおき、大字大豊田・同刈穂にもまたがる総面積約520,000m²の広大な遺跡である。遺跡の外郭は、ほぼ方形を呈するが、最も短い西辺で713m、最も長い東辺で739mとやや長さが異なる。城輪柵跡の時期は、調査者によって3期に分けられているが、最後の第III期の場合この外郭線に添って築地の土止めとも考えられる角材列が1列ないし3列に巡る。

遺跡の中心部に周囲の水田と1m前後の比高をもつ通称「オバタケ」と呼ばれる台地があり、その場所に120m方形の政庁域が確認されている。政庁域における主要な建物は、正殿・後殿・東西脇殿・付属建物などで、一本柱屏列ないし築地で周りを囲み、各辺のほぼ中央に門が開く。また南門の外に広場や道路があり、その東西にも建物が配置されている。とくに第II期の政庁域の配置は、細かな点は別にして、基本的には多賀城跡政庁、近江国府政庁などの遺構配置に類似している。このような遺構配置は、少なくとも国分寺などの寺院の伽藍配置とは異なり、また年代的には奈良時代まで遡り得ず「出羽柵」にはあたらない。これらのことから、城輪柵跡は調査担当者が言っているように、平安時代の出羽国府（註2）と考えてよいものと思われる。

城輪柵跡を出羽国府跡と考え、その始りを平安時代9世紀前半（城輪柵跡第I期）に想定した時、『日本三代実録』仁和3年（887）5月の条に出てくる記事が大きな意味をもってくることになる。仁和3年の記事によれば、当時出羽国府は出羽郡井口の地にあったことは明らかであり、年代的にも城輪柵跡はこの「井口国府」にあてることができる。

さらに仁和3年の5月条の後段の文章には、嘉祥3年(850)10月の出羽国大地震の影響を受けて、「井口国府」を最上郡に移転する問題を取りあげている。この国府を南に遷すことについて、朝廷は「便が悪い」として許さず、代りに現国府のある井口の近くの高敞の地を選び、しかも旧材を用いて早目に造るように命じている。また城輪柵跡のこれまでの調査によれば、I期(9世紀前半)とII期(10世紀後半)の間がやや長過ぎることも問題になる。これを解決すると考えられる遺跡が八幡町市条の台地上にある八森遺跡である。

遺跡の範囲は、東西約500m、南北100m程で、その東側から官衙的な遺構群が検出されている。礎石をもつ正殿風の建物(SB1)を中心として、その北側に後殿風の建物(SB2)を控え、南には八脚門(SB3)が開き、約90mを一辺とした方形にこれらを回る施設(SD7~9)が検出されている。東西と北の門跡は調査していないが、内部には東西の脇殿をもつスペースもある。これらは城輪柵跡の内郭より規模はやや小さいが、建物の配置や90m方形の区画施設など、よく似ている(註3)。

八森遺跡の遺構の時期は、建物の柱穴等を掘っていないため11世紀より古いということしかわからないが、90m四方の区画施設の西方からは9世紀代の遺構も認められており、仁和3年5月条の高敞の地に移転せよと命じられた国府の可能性がある。

城輪柵跡と八森遺跡に次いで、沼田遺跡周辺でもう一つ重要な遺跡が堂の前遺跡である。堂の前遺跡は、城輪柵跡と八森遺跡のほぼ中間にあり、以前から水田下に柱や斗などの建築部材が埋っていることで注目されていた遺跡である。昭和49年から54年までの8次に亘る発掘調査で、一辺約240mの方形の外郭線が想定されるに至り、その内部には重層塔などの存在も考えられる方形の基壇建物(SB003)や礎石建物(SB270)、八脚門(SB250・265)などが検出されている(註4)。平安時代の礎石建物跡が検出されているのは、飽海地方では城輪柵跡と八森遺跡および堂の前遺跡の三ヶ所だけである。

堂の前遺跡の遺構の時期は、平安時代のかなり長い期間に及び、また建物跡の配置関係も明らかではないが、南門や中門と思われるものが検出されており、塔の存在も予測されることから出羽国府に関連する寺院跡、それも出羽国府と擬定される城輪柵跡のすぐ近くにある大規模な寺院ということで国分僧寺の可能性が考えられる。本遺跡については、その重要性に比べて、今まで伽藍配置などの分析がなお去りにされてきた嫌いがあり、今後さらに検討を加えてゆく必要がある。

沼田遺跡周辺には、この他にも大溝や布掘り地業としての矢板列などの区画施設の一部が検出されているものとして、酒田市上ノ田遺跡(註5)と八幡町後田遺跡(註6)がある。上ノ田遺跡の場合は東西の大溝間の距離が外々で105mを測り、約1町四方による区画を想定させる。後田遺跡では西辺に77m以上の矢板列が検出されている。

つぎに、これらの遺跡の南北軸線の方位についてみてみる。城輪柵跡の外郭線は各辺によって若干の違いがあるにしても、南北軸線はほぼ真北方向を指す。これに対し八森遺跡の外郭線は真北に対し14度30分西に振れ、堂の前遺跡の推定外郭線の方位は真北に対し約10度西に振れる。また同様に後田遺跡のS A 204板列も真北に対し12度、上ノ田遺跡のS D 401大溝も真北に対し7度西に振れている。

このことは城輪柵跡の東半部にあたる各遺跡の掘立柱建物跡の南北軸についても同じ傾向がみられ、城輪柵跡の西半分にあたる各遺跡の掘立柱建物跡の南北軸が真北に対し逆に東に傾くものが多いことは極立った対照を示す(註7)。勿論平安時代の各時期によって建物跡等の軸線が変化するという把握もできるが、城輪柵跡の東半部と西半部では大きな傾向として向きが違う。言い方を換えれば外郭施設や建物跡が城輪柵跡に向って傾くことは、全体として確実に指摘できる。

最後に城輪柵跡周辺の地割りについて一つの仮説を述べる。まず城輪柵跡の政庁の東西門を結ぶ線をさらに東に延長させると、堂の前遺跡のすぐ北を通り、八森遺跡の南門に至る。この線上には元慶元年(887)を創建と伝える八幡町一条八幡宮があり、市条部落の東西道路もこれにほぼ一致する。一条という名称は、都城における一番北寄りの東西基準線の呼び方に共通し、城輪柵跡の政庁から西に延びる線上にも豊原遺跡や庭田遺跡が並んでいることを加味すると、これを一つの東西基準線とも考えることが可能である。また第44図の沼田遺跡周辺の平安時代遺跡分布にもみられるように、八幡町大島田から酒田市閔を通り大槻新田に至る南北の線上にも、沼田遺跡を初め俵田遺跡・境興野遺跡・北田遺跡・閔B遺跡などが並ぶ。さらに出羽丘陵の西山麓添いには一定の間隔をもって神社が分布し、北平沢付近には「大道東」という地名も残っていることから、一番東側の道とも考えることができる。私共は現在水田遺構や沼田遺跡にみられたような畠の畝様の溝状遺構を地図にプロットする作業を継続中であり、最終的には条里遺構も含めた地割りを復元したいと思っている。

註1 野尻 侃他 「閔B遺跡第2次発掘調査報告書」 山形県埋蔵文化財調査報告書第68集 1983年

註2 柏倉亮吉・小野 忍 「城輪柵遺跡の内郭と性格について」 山形県民俗歴史論集2 1978年 城輪柵跡に関する記述と八森遺跡の一部に関する記述は大部分がこの論稿に依拠している。

註3 佐藤禎宏 「八森遺跡第1次・第2次発掘調査報告」 八幡町教育委員会 1978年

註4 尾形與典他 「堂の前遺跡昭和53・54年度調査略報」 山形県埋蔵文化財調査報告書第30集 1980年

註5 佐藤庄一他 「農林・土木事業関係遺跡発掘調査報告書 上ノ田遺跡」 山形県埋蔵文化財調査報告書第52集 1982年

註6 佐藤庄一他 「農林事業関係遺跡(2)発掘調査報告書 後田遺跡」 山形県埋蔵文化財調査報告書第64集 1983年

註7 野尻 侃他 「庭田遺跡発掘調査報告書」 山形県埋蔵文化財調査報告書第65集 1983年